

広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業
指定管理業務に関する基本協定書

令和 年 月 日

広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業 指定管理業務に関する基本協定書

広島市（以下「甲」という。）及び[運営企業]（以下「乙」という。）は、広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）における指定管理業務の実施に関して、次のとおり基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本事業の目的等）

- 第1条 本事業は、甲が設置する青少年野外活動センター・こども村に関し民間事業者の有するノウハウを活用し、施設の安全性や利便性を向上させるとともに、より幅広い年齢層の市民や広島広域都市圏市町を含めた広域からのこども・若者などの利用を促進し利用者数の増加を図るべく、整備及び運営に係る業務を一体の事業として民間の事業者が発注するものである。
- 2 本事業は、広島市安佐自然体験交流センターその他関連施設（別紙1に掲げる管理施設及びその付帯設備等を含むが、これらに限られない。以下「本施設」という。）に係る施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。

（本協定の趣旨・効力）

- 第2条 本協定は、乙が指定管理者として行う本施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）について必要な事項を定めるものである。
- 2 本協定の効力は、広島市議会において乙を本事業における指定管理者として指定する議案が可決されることを停止条件とするものであり、令和●年●月末日までに当該議案が可決されなかった場合、本協定は無効となる。なお、この場合であっても、甲は損害賠償の責めを負わない。

（公共性の趣旨の尊重）

- 第3条 乙は、本事業が公共性を有すること、並びに本施設の設置目的及び指定管理者の指定の意義を十分に理解し、その趣旨を尊重して指定管理業務を実施するものとする。
- 2 乙は、本協定に定めのない事項についても、本事業の目的達成のため、甲に協力するものとする。

（用語の定義）

- 第4条 本協定で用いる用語の定義は、別紙2又は本協定に別段の定めがある場合を除き、広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業基本協定書（以下「基本協定」という。）に定められたとおりとする。

（本施設の管理等）

- 第5条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本施設を管理しなければならない。
- 2 乙は、本施設について、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本協定において認められた目的以外の用途に供し、若しくはその現状を変更し、又は転貸してはならない。

（指定期間等）

- 第6条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和 年

月 日から令和26年3月31日までとする。ただし、施設整備業務の遅滞その他の事由により、甲において指定期間の変更を必要とする事由が生じた場合、乙に対し協議を求めることができ、当該求めがあった場合、乙は、甲との間で誠実に協議するものとする。

- 2 指定管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、初回の事業年度は指定期間の初日から当該日の属する年度の3月31日までとし、最終の事業年度は指定期間の終了日の属する年度の4月1日から指定期間の終了日までとする。

第2章 指定管理業務の実施

(指定管理業務の内容)

第7条 乙は、指定期間中、自らの責任及び費用において、指定管理業務として、以下の業務を行う。

(1) 開業準備業務

- ① 協定項目についての市との協議
- ② 配置する職員等の確保、職員研修（活動プログラムの引継ぎ含む）
- ③ 業務等に関する各種マニュアルの作成、協議
- ④ 備品等に関する調整（本件施設及び備品の取扱いに対する習熟）
- ⑤ 現運営事業者（公益財団法人広島市文化財団）からの引継業務
- ⑥ ホームページの作成業務
- ⑦ 使用申請の受付等
- ⑧ その他入札説明書等及び提案書類に定められた業務
- ⑨ 上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

(2) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 設備・備品保守管理業務
- ④ 外構・植栽保守管理業務
- ⑤ 清掃業務
- ⑥ 警備業務
- ⑦ 修繕・更新業務
- ⑧ 長期修繕計画作成業務
- ⑨ その他入札説明書等及び提案書類に定められた業務
- ⑩ 上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

(3) 運営業務

- ① 施設利用受付業務
- ② 受入事業運営業務
- ③ 主催事業運営業務
- ④ 自主事業運営業務
- ⑤ その他入札説明書等及び提案書類に定められた業務
- ⑥ 上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

(4) その他上記の業務に付帯関連する業務

- 2 指定管理業務の具体的な内容、管理の基準又は配置人員等（以下「指定管理業務の範囲等」という。）の細目は、入札説明書等及び提案書類に定めるとおりとする。

(指定管理業務の範囲等の変更)

第8条 甲において指定管理業務の範囲等の変更を必要とする事由が生じた場合、乙に対し協議を求めることができ、当該求めがあった場合、乙は、甲との間で誠実に協議するものと

する。

- 2 本業務の範囲等の変更及びそれに伴う指定管理料の額の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(年度協定の締結)

第9条 指定管理業務の実施に当たり、甲及び乙は、毎事業年度、事業年度の開始日までに次に掲げる事項について年度協定を締結するものとする。

- (1) 当該事業年度に乙が行う指定管理業務の内容
- (2) 当該事業年度に甲が乙に支払う指定管理料の額及び支払方法

(本協定等の遵守)

第10条 乙は、本協定及び年度協定のほか本事業関連書類の内容、及び第3項に記載する各法令等を遵守するとともに、甲の意見を最大限に尊重して指定管理業務を誠実に実施し、本施設の利用者（以下「利用者」という。）の安全かつ快適な利用を確保するものとする。

- 2 本協定、年度協定、基本協定、入札説明書等及び提案書類の内容に矛盾又は齟齬がある場合、基本協定、本協定、年度協定、入札説明書等、提案書類の順にその解釈が優先する。ただし、入札説明書等と提案書類の記載内容に差異がある場合は、提案書類に記載された提案内容が入札説明書等に記載された水準を上回るときに限り、提案書類に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用されるものとする。

- 3 乙は、指定管理業務の実施にあたり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）その他本施設の維持管理等に関する関係法令
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他労働者の使用に関する関係法令
- (3) その他指定管理業務又は乙に適用される法令等

- 4 乙は、指定管理業務の実施にあたり、第26条第1項の業務水準書に記載されたサービス水準を維持改善するよう、自らにおいてモニタリングを実施するものとする。なお、モニタリングにあたっては、専門の組織を組成し、モニタリングの内容に関してはモニタリング計画書に基づき実施するものとする。

(準備業務)

第11条 乙は、各管理施設の業務期間の開始前に、当該管理施設に係る指定管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行うものとする。また、乙は、当該管理施設の供用開始の3か月前から供用開始日までの間に当該管理施設の旧管理者から指定管理業務の引継ぎ等を受けなければならない。

(第三者による実施)

第12条 乙は、指定管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本協定及び本事業関連書類に従い、甲の事前の書面による承諾を得たうえで指定管理業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、この限りではない。また、第三者に委託する場合は、乙は、委託先から業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、甲に報告書を提出しなければならない。

- 2 前項ただし書の規定により、乙が指定管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、指定管理業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第13条 指定期間中、指定管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、乙は、その影響を早期に除去するため早急に対応措置をとり、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を直ちに通報しなければならない。

2 乙は、緊急事態による危険が回避された後、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(苦情等の処理)

第14条 乙は、指定管理業務の実施に関し利用者や地元住民等から苦情又は要望を受けたときは、迅速に処理し、信頼の確保に努めなければならない。

(守秘義務)

第15条 乙は、指定管理業務の実施によって知り得た秘密や一般に公開することができない情報を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、指定管理業務を実施する際に個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の後に関する法律（平成15年法律第57号）、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）及び別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報の公開)

第17条 乙は、本施設の管理状況等に係る情報公開については広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の趣旨にのっとり、甲が行う情報公開の例により、必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、本施設の管理状況等に関し、乙が保有し、かつ、甲が保有していない文書等の閲覧等の申出があったときは、乙に対し、当該文書等の提出を求めることができる。この場合において、乙は、合理的な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

(障害を理由とする差別の禁止等)

第18条 乙は、本施設の管理にあたっては、甲が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的配慮を行わなければならない。

(使用許可等の遵守事項)

第19条 乙は、本施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、条例、規則その他次に掲げるところにより、適正に処理しなければならない。

- (1) 広島市行政手続条例（平成7年広島市条例第5号）の定めに従い、審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）を定め、当該申請の提出先とされている事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。なお、この場合（審査基準等を変更する場合を含む。）においては、あらかじめ甲と協議すること。
- (2) 広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号。以下同じ。）及び別紙4「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、本施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、

又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ甲と協議すること。

- (3) 広島市暴力団排除条例及び別紙4「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、本施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ甲と協議すること。
- (4) 広島市暴力団排除条例及び別紙4「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理関係分抜粋）」の定めに従い、必要に応じて関係規程等の整備を行い利用者への周知を図ること。

（マニュアル等の整備）

第20条 乙は、第13条から前条までに規定した事項等を確実に履行するため、事務手順等を取りまとめた管理運営マニュアルを整備して甲の承認を得るとともに、その内容を指定管理業務の従事者に習熟させなければならない。

（関係団体との協調）

第21条 乙は、利用者等のサービスの向上を図るため、関係団体や地元団体と連絡調整の場を適宜設けるなど、関係団体等との連絡調整を図るよう努めるものとする。

（運営会議）

第22条 甲及び乙は、乙の指定管理業務に関する報告及び意見交換を行う場として、毎月1回の運営会議を開催する。

- 2 甲は、前項の運営会議とは別途、必要に応じて乙に対して会議の開催を求めることができ、乙はこれに応じるものとする。

第3章 備品等の取扱い

（甲による備品等の貸与等）

第23条 乙は、指定管理業務を実施するうえで必要な備品等については、甲が乙に貸し付けるものを除き、乙の費用及び責任において調達しなければならない。なお、当該備品等のうち甲が乙に貸し付けたもの及び乙が指定管理料で購入したものは、甲の所有に帰属するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する備品等及び管理物品（以下「備品等（I種）」という。）を無償で乙に貸与する。
- 3 乙は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 4 乙は、備品等（I種）について、甲の承諾を得ないで他の用途に供し、若しくはその原状を変更し、又は転貸してはならない。
- 5 備品等（I種）のうち、広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号。以下「物品管理規則」という。）第3条第1項第1号に定める備品（以下「市有備品」という。）が経年劣化等により指定管理業務実施の用に供することができなくなった場合は、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該市有備品を購入又は調達するものとする。なお、乙は、乙の故意又は過失により市有備品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対し、これを弁償し、又は乙の費用で当該市有備品と同等の機能及び価値を有す

るものを購入し、若しくは調達しなければならない。この場合において、当該市有備品は、甲の所有に帰属するものとする。

- 6 備品等（Ⅰ種）のうち、物品管理規則第3条第1項第2号に定める消耗品が経年劣化等により指定管理業務実施の用に供することができなくなった場合は、乙は、甲との協議により、必要に応じて自らの費用負担により当該消耗品を購入し、又は調達するものとする。この場合において、当該消耗品は、甲の所有に帰属するものとする。

（乙による備品等の購入等）

第24条 乙は、指定管理料を用いることなく乙の費用により購入又は調達した、備品等（Ⅰ種）以外の備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を、指定管理業務実施のために供することができる。この場合において、当該備品等は、乙の所有に帰属するものとする。

第4章 業務実施に係る甲の確認事項等

（業務責任者）

第25条 乙は、本事業関連書類に従い、指定期間中、指定管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う統括責任者（センター長）を1名定めるほか、本事業関連書類に定める実施体制を構築し、維持しなければならない。

（業務水準書及び業務計画書）

第26条 乙は、乙による提案事項を含めた各業務における業務水準書を作成し、各管理施設の供用開始の●日前までに甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、毎事業年度の指定管理業務の実施に先立ち、甲が指定する期日までに、別途甲が定める様式により業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。なお、業務計画書の主な内容は次のとおりとし、詳細は甲乙間で協議のうえ決定する。業務計画書を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 業務実施体制及び甲との連絡体制
- (2) 運營業務の実施計画
- (3) 学校利用等管理業務の実施計画
- (4) 一般利用等管理業務の実施計画
 - ① 利用料金の額及び徴収方法
 - ② 活動プログラム、主催事業等実施計画
- (5) その他甲が指示する事項

- 3 乙の作成する業務水準書及び業務計画書は、本協定及び本事業関連書類において求められる業務水準に合致したものでなければならず、前2項に定める甲の承諾をもって、乙の責任が軽減又は免除されるものではない。

（人事の異動時についての事前報告）

第27条 乙は、本施設の管理に従事する者を異動しようとするときは、事前に甲に報告するものとする。この場合において、指定管理業務の実施に著しい支障が生じると甲が認めるときは、甲は、異動についての見直しを求めることができ、この場合、乙は真摯に協議するものとする。

（業務報告書等の提出）

第28条 乙は、実施した指定管理業務の内容について、月間報告書及び年次報告書を作成するものとする。また、併せて調理日報、モニタリング報告書についても作成するものとする。なお、各報告書の主な内容は次のとおりとし、詳細は甲乙間で協議のうえ決定する。

- (1) 各施設の利用状況、利用者数、宿泊者数、利用率
 - (2) 利用料金の収入状況、減免状況
 - (3) 各事業の実施状況、参加者数
 - (4) 利用者からの意見、要望等の対応に関する事項
 - (5) その他、管理の実態を把握するために必要な事項
- 2 前項の各報告書については、統括責任者が内容を確認のうえ、以下のとおり取り扱う。
- (1) 調理日報は、乙において保管し、甲の要請がある場合に提出する。
 - (2) 月次報告書、モニタリング報告書は、報告対象月の翌月10日（当該日が土、日、祝日の場合は次の平日）までに甲に提出する。
 - (3) 年次報告書は、翌年度の●月●日（当該日が土、日、祝日の場合は次の平日）までに甲に提出する。ただし、甲が事業年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、甲が指示する日までに、当該事業年度の開始日から指定取消日までの間の年次報告書を作成して提出するものとする。
- 3 乙は、年次報告書の提出にあたっては、年次報告書とともに年次収支報告書を提出するものとする。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、各業務報告書の内容その他関連する事項について、乙に対して説明書の提出又は口頭による説明を求めることができるものとする。
- 5 乙は、次に掲げる事態が発生した場合、直ちに甲に報告しなければならない。
- (1) 指定管理業務の全部又は一部を休止する必要がある場合、又はそのおそれがある場合
 - (2) 本施設において事故が発生し、又はそのおそれがある場合
 - (3) 労働基準監督署からの是正勧告や自己点検等により、各種法令等違反の状態が判明した場合
 - (4) その他指定管理業務の実施に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

（甲による業務実施状況の確認）

第29条 前条により乙が提出した業務報告書に基づき、甲は、乙の業務の実施状況及び施設の管理状況の確認又はモニタリングを行い、実績評価を行うものとする。

- 2 前項に規定するモニタリング及び実績評価の実施方法、実施時期等については、別途乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前各項に定める場合のほか、乙の業務実施状況等を確認することを目的として、随時、指定管理業務の実施状況や収支状況等について説明を求め、又は本施設へ立ち入ることができる。この場合において、乙は、合理的な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

（甲による業務の改善指示）

第30条 甲は、指定管理業務が適正に実施されていない場合は、乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 乙は、前項に定める業務の改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じ、改善結果について文書により甲に報告し、甲の承認を得なければならない。

第5章 指定管理料及び利用料金等

（指定管理料の額及び支払方法）

第31条 甲が、指定期間中に乙に対して支払う指定管理料については、本事業関係書類に従い定められる金額を基準に、別紙5「指定管理料の改定方法」に従い改定される。また、消費税率が改定される場合も必要に応じて指定管理料の改定を行うものとする。

- 2 前項の指定管理料の各事業年度ごとの額及び支払方法は、[年度協定]において定めるものとする。

(利用料金収入等)

第32条 受入事業の実施に伴う本施設内に整備される屋外及び屋内施設の利用料金等（野外活動及び体験活動に係る備品等の貸出業務の実施により得られる収益を含む。）は、乙の収入とする。

- 2 前項の利用料金等は、甲が条例及び規則で定める料金の額を上限として、甲の承認を得て乙が定めるものとする。なお、利用料金等を改定する場合についても同様とする。
- 3 以下の収入は自主事業による乙の収入とする。
- (1) 主催事業による収入
主催事業の実施にあたって資材等を提供する必要がある場合、これらの販売により得られる収入
 - (2) 食事等の提供業務による収入
食事や飲物の提供業務の実施による収入
 - (3) 自主事業による収入
事前に甲の承諾を得て実施する自主事業により得られる収入

第6章 リスク分担及び損害賠償

(リスク分担)

第33条 指定管理業務の実施に係る甲及び乙のリスク分担は本協定及び本事業関連書類に定めるところに従う。

(損害賠償等)

第34条 乙は、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償し、又は甲との協議により本施設の修繕、管理物品の購入等を行わなければならない。

(利用者等への賠償)

第35条 指定管理業務の実施において、乙に帰すべき事由により利用者等に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者等に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

(保険)

第36条 甲は、管理施設について火災保険に加入するものとする。

- 2 乙は、指定管理業務の実施にあたり、自己の責任と費用において適切な範囲の保険等（施設総合保険等）に加入しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第37条 不可抗力により乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合は、損害状況の確認を行ったうえで、乙と協議を行い、費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力により乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が加入した保険により補てんされ

た金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

- 4 乙において合理的に予測不可能な不可抗力や周辺環境の悪化等に起因する需要変動により、大幅に利用料金等の収入が減少した場合の取扱いについては、甲と乙で別途協議する。

(不可抗力による業務実施の免除)

第38条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力により指定管理業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙は不可抗力により影響を受ける限度において指定管理業務の履行を行わないことができる。

- 2 乙が不可抗力により指定管理業務の全部又は一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議のうえ、乙が指定管理業務を実施できなかったことにより免れた費用や得られなかった利用料金等を考慮し、指定管理料を変更することができるものとする。

第7章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第39条 乙は、本協定終了に際し甲又は甲が指定する者に本施設の管理に必要な書類を速やかに引き渡すとともに、指定管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による本施設の視察をさせることができるものとする。この場合において、乙は、合理的な理由のある場合を除いて、これを拒むことができないものとする。

(原状回復義務)

第40条 乙は、本協定の終了までに、各管理施設の業務期間の開始日を基準として本施設を原状に回復し、甲に対して本施設を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、本施設の全部又は一部を原状に回復することなく明け渡すよう指示することができるものとする。

(備品等の扱い)

第41条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品等（Ⅰ種）については、乙は、甲又は甲が指定する者に引き継がなければならない。
- (2) 備品等（Ⅱ種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

(帳票等の保存)

第42条 乙は、指定期間の終了後も業務計画書並びに業務報告書その他指定管理業務に関する帳票及び帳簿を5年間保存するものとする。次条第1項及び第44条第1項の規定により指定を取り消されたときも同様とする。

第8章 指定の取消し

(甲による指定の取消し等)

第43条 甲は、地方自治法第244条の2第11項に定める場合、又は乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若し

くは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法令等又は本協定若しくは本事業関連書類に違反したとき。
 - (2) 業務に際し不正行為があったとき。
 - (3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (4) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (5) 暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。）することが判明したとき。
 - (6) 基本協定が解除されたとき。
 - (7) 設計・建設等請負工事契約が解除されたとき。
 - (8) その他乙に指定管理業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と甲が判断したとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に生じた損害、損失又は増加費用について、甲は責めを負わない。
- 3 乙は、第1項の規定により指定を取り消された場合（ただし、第1項第6号に基づき指定を取り消された場合であって、基本協定の解除につき乙の責めに帰すべき事由が存しない場合を除く。）、取消しの日から2年間は甲の指定管理者候補に申請することができないものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

- 第44条 甲は、不可抗力の発生により指定管理業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消しを行うことができるものとする。
- 2 前項の規定により取消しを行うことにより乙に発生する損害、損失又は増加費用の負担については、甲と乙の協議により決定するものとする。

（指定取消し後の処理）

- 第45条 前二条の規定により乙が指定を取り消され、又は指定管理業務の停止を命じられた場合において、乙に対する指定管理料が未払いの場合は、甲は、乙が管理を行った期間に応じて甲が計算する指定管理料を乙に支払うものとする。ただし、第43条第1項第5号の場合はこの限りでない。
- 2 前二条の規定により乙が指定を取り消され、又は指定管理業務の停止を命じられた場合において、甲が乙に対して既に指定管理料を支払っている場合は、乙は、甲から支払われた指定管理料から乙が管理を行った期間に応じて甲が計算する指定管理料を差し引いた額を甲に返還するものとする。
- 3 乙は、自己の責めに帰する事由により指定を取り消され、又は指定管理業務の停止を命じられた場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

（指定期間終了時の取扱い）

- 第46条 第39条から第41条までの規定は、第43条第1項及び第44条第1項の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。

第9章 その他

（甲が推進すべき施策の推進）

- 第47条 乙は、障害者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条で規定する率に達していない場合にあっては、これに達するよう、又はこれを上回るよう努めるものとする。また、達していた場合であっても、障害者の雇用の促

進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に鑑み、より多くの障害者を雇用するよう努めるものとする。

- 2 乙は、省エネルギー、省資源及び廃棄物減量などの環境問題への配慮に努めるものとする。
- 3 乙は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「一般事業主行動計画」を策定のうえ、その実施に努めるものとする。
- 4 乙は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「一般事業主行動計画」を策定のうえ、その実施に努めるものとする。
- 5 乙は、本施設の管理に従事する者については、広島市内在住者の雇用に努めるものとする。

（甲が推進すべき施策の取組状況に関する事項）

第48条 乙は次の事項については、指定期間中、指定管理業務仕様書において提示した内容を原則下回らないようにし、又は指定期間中に計画等が満了するときは、再取得若しくは新たに計画を策定すること。

- (1) 障害者雇用率
- (2) 「ISO14001」若しくは「ISO14005」又は「エコアクション21」の取得
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定
- (5) 本施設の従事者のうち市内在住者の割合

（権利・義務の譲渡の禁止）

第49条 乙は、本協定及び指定管理者に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（指定管理業務の範囲外の業務）

第50条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。ただし、乙は、自主事業として、少なくとも利用者に対する食事の提供事業及び指定管理業務で実施する活動プログラムに必要な資材調達・提供（実費の徴収）事業を実施するものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して計画書を提出し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲及び乙は、自主事業を実施するにあたって、別途自主事業の実施条件等を定めるものとする。
- 4 自主事業に関するリスクは、本協定及び本事業関連書類の他の規定にかかわらず、全て乙の負担とする。

（指定管理業務の実施に係る指定管理者の経理区分）

第51条 乙は、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第52条 乙は、その名称、本店、指定管理業務に係る支店若しくは事業所の所在地又は代表者等、甲が指定する重要事項を変更するときは、あらかじめ甲に届け出るものとする。

（協定の変更）

第53条 指定管理業務に関し、第8条の規定により指定管理業務の範囲等を変更し、又は特別な事情が生じたときは、甲・乙協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議等)

第54条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ、これを定めるものとする。

2 甲が、本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、乙の責任において行うべき指定管理業務の全部又は一部について甲が責任を負担するものと解釈してはならない。

(議会等からの各種調査等への協力)

第55条 乙は、広島市議会等からの各種調査等について、甲からの対応の依頼があった場合には、誠実に対応するものとする。

(裁判管轄)

第56条 本協定に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

以上を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲：

乙：

本施設の概要

1 管理施設

(1) 宿泊・学習ゾーン

区分	再整備内容
管理宿泊棟	利用者の利便性の向上を図るため、企業の研修やミーティングなどに利用できる研修室、バレーボールやバトミントン等の屋内スポーツに利用できる体育館を管理宿泊棟に集約し、全館に空調設備を整備する。
宿泊室等	学校や青少年団体向けの洋室や幼稚園・保育園向けの和室、家族や小グループ向けのトイレ・洗面台付きの部屋などを整備する。
事務室等	受付機能の効率性、防犯性に配慮した事務室や利用者の衛生管理のための保健室を整備する。
浴室・食堂等	宿泊やキャンプ場の利用者を想定した広さの浴室と食堂・厨房を整備する。
体育館	スポーツのほか、雨天時のレクリエーションなども想定した広さの体育館を整備する。
研修室	レクリエーションや研修、クラフトづくりなど多様な利用形態を想定した、汎用性の高い研修室を複数（3室）整備する。
地域交流室	豆腐作り体験や地域文化の紹介などを通じた地域住民との交流や、登山やハイキング利用者の休憩・交流、子育て中の保護者同士の交流の場として活用できる地域交流室を設置する。

<施設規模>

構造	鉄筋コンクリート造（RC造）
規模	5,200 m ² 程度
宿泊定員	300名程度
施設	事務室、宿泊室（洋室、和室）、浴室（男女別）、食堂（300席程度）、体育館（700 m ² 程度）、研修室（工作室を含む。）、地域交流室等

(2) 野外活動ゾーン

区分	再整備内容
キャンプ場	火おこしやまき割り体験もできる野外炊飯場や、衛生面に配慮されたトイレなどの設備を備え、区画サイトを設けたキャンプ場を整備すること。

<施設規模>

規模	200 m ² 程度（炊飯場）、7,000 m ² 程度（キャンプ場及び周辺）：テント区画 25 程度（150名程度）
施設	野外炊飯場、キャンプ場、トイレ等

(3) 里山体験ゾーン（現農園、牧場）

区分	再整備内容
こども開拓村 （農園・小屋）	農園を拡充し、畑づくりや収穫体験、家畜の世話、小屋づくりなど、こどもに非日常的な体験を提供できる「こども開拓村（仮称）」を整備する。
＜施設規模＞	
構造	鉄骨造（S造）（農園事務所）
規模	400 m ² 程度（農園事務所）、14,300 m ² 程度（農園）
施設	農園、農園事務所、小屋等

(4) 交流・レクリエーションゾーン

区分	再整備内容
多目的広場	少年野球やサッカー等のスポーツやレクリエーション、交流イベント、地域の行事などに利用できる多目的広場を整備する。
プレーパーク	こども自身が自然の中で工夫しながら自由にいきいきと遊べるプレーパーク（冒険遊び場）や、家族連れでも楽しむことができる大型複合遊具などを整備する。
＜施設規模＞	
規模	6,100 m ² 程度（広場：既存体育館及び隣接するグラウンド） 8,000 m ² 程度（大広場：既存の第3キャンプ場広場） 2,700 m ² 程度（プレーパーク）
施設	多目的広場（あずまや、トイレ、ベンチ等） プレーパーク、大型複合遊具等

(5) 未利用地（予定）

＜施設規模＞	
規模	3,200 m ² 程度（既存の第1キャンプ場） 4,600 m ² 程度（既存の第3キャンプ場）

2 附帯設備等

上記各管理施設において存在する場合は、各業務期間開始前までに別途作成し甲へ提出する。

用語の定義

- (1) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本施設の管理に要する経費のことをいう。
- (2) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎事業年度開始日までに締結する協定のことをいう。
- (3) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 「暴力団員等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。
- (5) 「暴力団密接関係者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む。）
 - ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）
 - エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む。）
 - オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む。）
- (6) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震若しくは公衆衛生上の事態その他の自然災害等又は火災、騒擾、騒乱若しくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、甲又は乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
- (7) 「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。
- (8) 「本事業関連書類」とは、基本協定、入札説明書等及び提案書類その他本事業に関連して作成された一切の文書をいう。
- (9) 「利用料金」とは、本施設の利用の対価として乙に対して支払われる施設利用料のことをいう。
- (10) 「受入事業」とは、学校が行う野外活動、子ども会やスポーツ少年団等の合宿、家族などの宿泊を受け入れる事業をいう。
- (11) 「主催事業」とは、乙が、甲の定めた事業内容に応じて提案する事業（収穫体験、キャンプ、イベントなど）をいう。
- (12) 「自主事業」とは、食事等の提供業務や自動販売機設置など乙が事前に甲の承認を得て実施する事業をいう。
- (13) 「設計・建設等請負工事契約」とは、本施設に関して甲と●との間で令和●年●月●日に締結された設計・建設等請負工事契約及び同約款をいう。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1** 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、指定管理業務を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法律、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等（ガイドラインを含む。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2** 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

- 第3** 乙は、指定管理業務に従事している者に対し、指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(収集の制限)

- 第4** 乙は、指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、指定管理業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

- 第5** 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を指定管理業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第6** 乙は、指定管理業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

- 第7** 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

- 第8** 乙は、指定管理業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で指定管理業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 第9** 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、指定管理業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

- 第10** 乙は、指定管理業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第 1 1 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第 1 2 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

別紙 4

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をししばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。（ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業によ

り暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(7) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(4) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。（産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等）

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程（規則、要綱等）の整備

(7) 入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

○ 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1－(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1－（2）】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としてしている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者
 - (5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

○ 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例2】

次のいずれかに該当するときは〇〇する（しない）ことができる。

- 1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (4) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備
 - 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
 - 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
 - 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。
- イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。
- (7) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

 - 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。

- 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- ☐ 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- ☐ 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

(ロ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

- 1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの
 - 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
 - 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
 - ホールを使用した組織拡大に資する講演会
- 2 暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

 - ホールを使用したコンサート
 - 体育館を使用した格闘技大会
 - ロビーやギャラリーを使用した倒産品市

○ 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(7) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(4) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(7) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(4) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

(4) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設ごとの実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するそれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、令和3年4月1日から施行する。

(別添) (略)

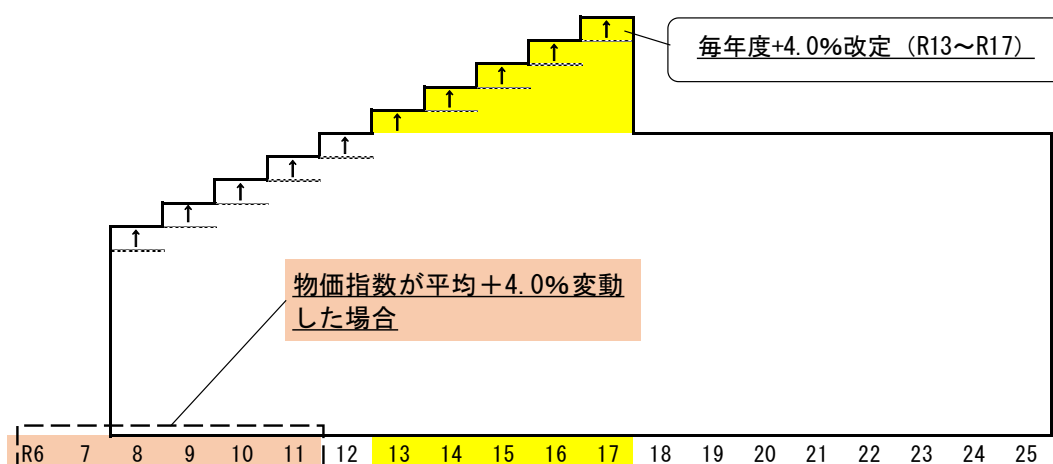
指定管理料の改定方法

●指定管理料上限額の考え方

- ・令和12年度までは、物価変動による指定管理料の改定なし。

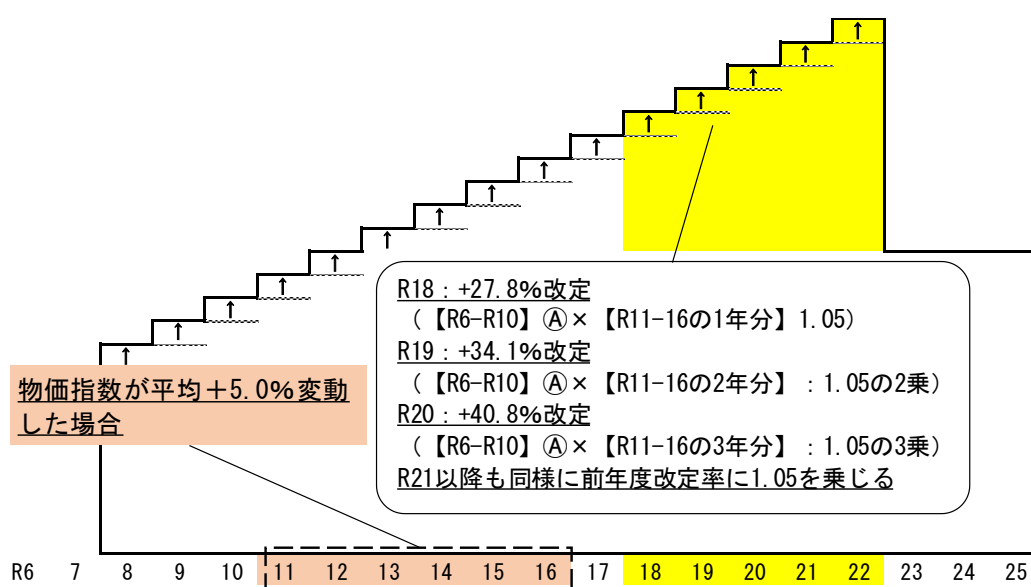
●令和13年度～17年度の指定管理料の改定方法

- ・令和6年度の物価指数を基準とし、5年度間（R6-7、R7-8、…R10-11）の物価指数の変動率の平均値を令和13～17年度の提案額に乘じる。



●令和18年度～22年度の指定管理料の改定方法

- ・令和11年度の物価指数を基準とし、5年度間（R11-12、R12-13、…R15-16）の物価指数の変動率の平均値に、R13～R17の改定率（1.04の5乗：①）を乗じた率を令和18～21年度の提案額に乘じる。



●令和23年度～25年度の指定管理料の改定方法

- ・令和16年度の物価指数を基準とし、5年度間（R16-17、R17-18、…R20-21）の物価指数の変動率の平均値にR13～R17の改定率（1.04の5乗：①）及びR18～R22の改定率（1.05の5乗：②）を乗じた率を令和23～25年度の提案額に乘じる。

